

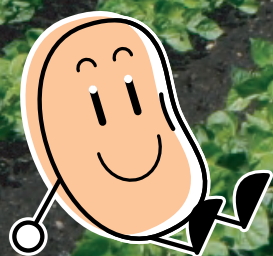
本別町個性あるふるさとづくり寄付制度

みなさまの「ふるさとを応援したい、支援したい」というかけがえのない思いをかたちにするため、平成20年度の税制改正で地方公共団体に対する寄附金税制が拡充されました。これが、いわゆる「ふるさと納税制度」です。本別町では、この制度を利用しお寄せいただいたご寄付を「本別町個性あるふるさとづくり寄付」と名づけ、本別町のまちづくりに活用させていただきたいと考えております。



応援してください
魅力あるまちづくり

- 本別町個性あるふるさとづくりにご協力ください
- 個性あるふるさとづくり寄付は、個性や魅力にあふれる「ふるさとづくり」のため、本別町を離れた方々を含む全国でご活躍する方々から賛同をいただき、ご寄付により基金を造成することで、個性があり全国に発信できる事業を進めさせていただいております。
- この趣旨にご理解いただき、絶大なご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



本別

いよいよ いよいよ いよいよほんべつ



www.town.honbetsu.hokkaido.jp

「個性あるふるさとづくり寄付金」お申込み手順

お支払方法は3つの中からお選びください

郵便振替

- 専用の振込用紙を送ります
払込手数料は無料です

銀行振込

- 銀行振込時の手数料は
ご負担いただきます

現金書留

- 現金書留の送料は
ご負担いただきます

①

いずれの場合も、まずは電話、ファクス、メールにて役場にお問い合わせください。
こちらから、申込書等の必要な書類をお送りいたします。

寄付金の使い道をお選びください

ご寄付は1口5,000円を基本に、何口でも受け付けいたします

本別町では「個性あるふるさとづくり寄付金」
として6つの使い道を設けています。
あなたが活用してほしいと思われる使い道をお
選びください。

1 福祉で まちづくり推進事業

未来を担う子どもたちや年をとって
も安心して暮らせるまちづくりのた
めに活用します

2 元気な農業 推進事業

本別町の基幹産業である農業から生
まれる農産物の付加価値を高めるた
めの事業に活用します

3 自然との共存・ 環境保全推進事業

環境保全のための様々な事業を推進
するために活用します

4 資料館 特別展示開催事業

戦争史に刻まれるほどの空襲被害を
受けた本別町。歴史や平和の尊さを
後世に伝えるために活用します

5 本のまち・ 夢プラン事業

本と触れ合うことによる創造性豊か
な人づくりのため本と触れ合うこと
のできる環境づくりに活用します

6 町長に おまかせ

寄付をいただいた皆様の「思い」を
大切に、有効に活用させていただきます。

②

ご寄付をいただいた金額により地元特産品を贈呈します

ご寄付10,000円以上で5,000円相当の特産品

ご寄付30,000円以上で10,000円相当の特産品

ご寄付50,000円以上で20,000円相当の特産品

ご寄付100,000円以上で30,000円相当の特産品



※写真はイメージです

③

「寄付金受領証明書」を発行します

所得税・個人住民税の寄付金控除を受けるために必要な「寄付金受領証明書」をお送りします。

④

ふるさと納税の寄付金控除について

寄付金控除を受けるためには、確定申告が必要です

●所得税・個人住民税からの 寄付金控除について

- 自治体等に対して年間2,000円を
超える寄付をした場合、そのうち
2,000円を超える部分が控除対象
額となります。所得税・個人住民
税それぞれから、次の計算式によ
り算出した額が控除されます。

- 住民税特例控除額は、個人住民税
所得割額の2割が限度額ですので、
寄付者の所得によって限度額は異
なります。寄付金額が大きい場合
は、寄付金-2,000円のすべてが
控除にならない場合もあります。
詳しくは、お住まいの市町村住民
税窓口にお問い合わせください。

所得税・個人住民税の寄付金控除を受けるためには、寄付をした翌年に所得税の確定申告していただくこととなります。本別町が発行する「寄付金受領証明書」を添付して、確定申告を行ってください。ただし、給与所得者等はふるさと納税ワンストップ特例の制度を利用すると確定申告が不要となります。ワンストップ特例制度を利用する場合は、寄付される際に申請が必要となります。

●所得税・個人住民税の寄付金控除の内訳

- 1 確定申告の際、寄付をした年分の所得税から、一定金額控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} \times \text{寄付者の所得税の限界税率} = \text{所得税からの控除額}$$

- 限界税率とは、その方に課税される所得税の最も大きな税率(5~40%)で、所得に応じてかわります。

- 2 寄付の翌年度(確定申告後の6月賦課分)における住所地の個人住民税から、一定金額(次の合計額)が控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} \times 10\% = \text{住民税基本控除額}$$

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} \times 90\% - \text{寄付者の所得税の限界税率} = \text{住民税特例控除額}$$

- 住民税の特例控除額には「住民税所得割の2割まで」という、限度額があります。

お問
い合
わせ

本別町総務課財務担当

〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

電話 0156-22-2141

ファクス

0156-22-3237

メール

zaimu@town.honbetsu.hokkaido.jp

本別町個性あるふるさと
づくり寄付条例

平成17年12月14日
条例第39号